

⇨ 事業主が申告前に亡くなった場合

Q : 私の主人は個人事業を営んでいましたが、確定申告の準備をしていた矢先の平成15年3月1日、交通事故で亡くなりました。この場合、主人の所得税の申告書は、いつまでに提出しなければならないのですか。

A : 平成14年分、平成15年分ともに、平成15年7月1日が提出期限となります。

【解説】

(1) 平成14年分の所得税について

確定申告をすべき人が申告書を提出せずに亡くなった場合には、その人の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その亡くなった人の確定申告書を提出しなければならないとされています。

したがって、ご主人の平成14年分の所得税については、平成15年7月1日までに申告しなければなりません。

(2) 平成15年分の所得税について

また、年の中で亡くなった人のその年1月1日から死亡の日までの所得について確定申告をすべきこととなる場合には、その人の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その期間の所得についての確定申告書を提出しなければならないこととされています。

したがって、ご主人の平成15年分の所得についても平成14年分と同様、平成15年7月1日までに申告しなければなりません。

